

長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

令和2年8月19日修正

新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

県として独自に定めた発生段階の区分（感染警戒レベル）により、県内の感染状況を圏域ごとに正確に見定め、感染拡大の兆しが見られれば対策の強化を行っていく。

2 圏域の感染警戒レベルについて

【考え方】

原則として、広域圏（保健所管轄）単位で、県が、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、圏域内の感染状況を総合的に勘案し、各段階の判断を行う。

【圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

域内発生早期 【Level 1】

感染者数に関わらず、感染経路が特定（推定）できている状態

（県外での感染の可能性が高い事例、又は県内において感染し感染経路が特定（推定）できている事例のみの場合）

域内感染発生期 【Level 2】

- ① 感染経路が不明の事例が発生
- ② 濃厚接触者が特定できない事例が発生
- ③ 単発的なクラスターの発生

※ただし、①、②及び③に該当する事例（以下「対象事例」という。）の発生が確定した場合であっても、後述のとおり更なる感染拡大のおそれがないと判断される場合は、レベルの引上げを行わない。

域内まん延期 【Level 3】

- ① Level 2 の①又は②に該当する事例が多数発生（概ね3件以上。ただし、①と②の要件を同時に満たす等リスクが極めて高い事例の場合は、2件とする）
- ② クラスターが複数発生

○ 圏域の感染警戒レベル引上げの運用について（Level 1からLevel 2への引上げ）

(1) 対象事例に該当するおそれのある事例が発生した場合においては、1週間を限度として感染経路又は濃厚接触者の特定のための調査の状況を確認することとする。ただし、この期間内に同じ圏域内でさらに対象事例に該当するおそれのある事例が発生した場合は、その時点で直ちにレベルの引上げを行う。

(2) 調査が終了し、対象事例であることが確定した場合は原則としてレベルの引上げを行うが、上記の調査の状況を確認する期間内に同一圏域内で感染事例が発生しなかったとき、及び感染事例は発生したが感染経路及び濃厚接触者が全て特定され、更なる感染拡大のおそれがないと判断されるとときは、レベルの引上げを行わない。

3 全県の感染警戒レベルについて

全県的な感染の状況を正確に把握し、感染拡大の兆しが現れた場合、迅速な対策を講ずるため、Level 1 から Level 6 までを設定する。

【考え方】

- Level 1 から Level 4 までの引上げについては、全県の直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数を重要な指標として判断する。その目安となる基準は下表 1 のとおりとする。
- このほか、下表 2 に記載のとおり、入院者／受入可能病床数の割合、重症者／受入可能病床数の割合、人口 10 万人当たりの療養者数、PCR 検査陽性率、感染経路不明者の割合、圏域ごとの Level 2 ～Level 4 の圏域数等の指標を常にモニタリングする。
- Level 2 から Level 4 までの引上げに当たっては、全県の直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数が基準を上回った場合、その他のモニタリング指標の状況も踏まえた上で総合的に検討することとし、専門家懇談会に諮って決定する。Level 2 から Level 4 までは各圏域の状況等からすべての圏域の引上げが必要でないと考えられる場合は、一部の圏域の引上げのみとする。
- Level 5 は国の示す感染状況の「ステージⅢ」に相当する段階とし、入院者／受入可能病床数の割合及び重症者／受入可能病床数の割合を重要な指標として判断する。その目安となる基準は下表 1 のとおりとする。
- 国による当県を対象とした緊急事態宣言が発令された場合は、Level 6 とする。(国の示す感染状況のステージⅣに相当)

【表 1 : レベルの引上げの目安となる基準】

レベルの基準となる指標		Level 2 の基準値	Level 3 の基準値	Level 4 の基準値	Level 5 の基準値	参考	
Level 1 から 4 までの重要指標	直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数(人)	0.4 人 ※1	1.2 人	2.5 人	5.0 人 ※2	本県 (4 月上旬)	本県 (ピーク値)
Level 5 の重要指標	入院者／受入可能病床数の割合(%)	—	—	—	25% (88/350 床) (4/10)	11% (25/227 床) (4/10)	17 % (51/300 床) (4/24)
	重症者／受入可能病床数の割合(%)	—	—	—	25% (12/48 床) (4/10)	0.00% (0/12 床) (4/10)	25% (3/12 床) (4/20)

※1 その前の 1 週間から増加している場合など引き続き増加が予想される場合とする。単発的なクラスターにより基準を超えたが抑え込みが可能な場合など引き続き増加のおそれがある場合は除く。

※2 5.0 人を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。

【表2：併せてモニタリングしていく重要指標】

モニタリングしていく指標	注視すべき値	参考	
		本県 (ピーク値)	国のステージの区分・指標 上段：ステージⅢ 下段：ステージⅣ
入院者／受入可能病床数の割合 (%)	2週連続で上昇傾向にあるか注視	17 % (51/300床) (4/24)	最大確保病床の1/5以上 現時点確保病床の1/4以上 最大確保病床の1/2以上
重症者／受入可能病床数の割合 (%)	"	25% (3/12床) (4/20)	最大確保病床の1/5以上 現時点確保病床の1/4以上 最大確保病床の1/2以上
人口10万人当たりの療養者数	"	2.50 (4/23)	15人以上 25人以上
PCR検査陽性率 ※	"	6.42% (4/15)	10% 10%
直近1週間と先週1週間の比較	"	—	直近1週間が 先週1週間より多い 直近1週間が 先週1週間より多い
直近1週間の感染経路不明者の割合 (%)	"	25 % (3/23～29, 4/27～5/3)	50% 50%
圏域ごとのLevel 2～4の圏域数	3圏域以上にならないか注視 (圏域ごとの人口比率も考慮する)	4 (Level 3の圏域数) (8/12～)	—

※陽性率＝陽性判明数の移動平均(過去7日間)/(陽性判明数+陰性判明数)の移動平均(過去7日間)

4 感染警戒レベルの引下げについて

(1) 圏域の感染警戒レベル

感染警戒レベルの引上げに係る事例における最終の感染者が発生してから14日間、その事例に係る新たな感染者が発生していない場合は感染警戒レベルを引き下げる。

(2) 全県の感染警戒レベル

基本的に14日間はそのレベルを維持することとし、それ以降の時点で基準を満たさなくなった場合は感染警戒レベルを引き下げる。

5 感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安

レベル	アラート	状態	対応策
Level 1	平常時	感染者の発生が落ち着いている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
Level 2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態	市町村と連携して「注意報」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請
Level 3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態	市町村と連携して「警報」を発令し、ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進
Level 4	特別警報	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討、全病床と宿泊施設の一部を確保
Level 5	非常事態宣言 (県独自)	感染が顕著に拡大している状態 (ステージⅢ相当)	外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止(休業)等の要請を検討、全病床・全宿泊施設を確保
Level 6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態 (ステージⅣ相当)	緊急事態措置の実施を検討